

太田市国民健康保険 ご案内

令和7年度版



太田市役所 国民健康保険課

国民健康保険に加入する人とは？

健康保険は、病気やケガに備えて、加入者（被保険者）がお金（保険料・保険税）を出し合って医療費の補助などにあてる助け合いの制度です。

日本に住所がある人のうち、職場の健康保険（社会保険）に加入している人、後期高齢者医療制度の対象となっている人や生活保護を受けている人以外は、すべての人が国民健康保険の加入者（被保険者）となります。

●国民健康保険に加入する人

お店などを経営している自営業者

農業・漁業従事者

パート・アルバイトなどで職場の健康保険などに加入していない人

退職して職場の健康保険などをやめた人とその家族

●加入は世帯ごと

国民健康保険では、一人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯ごとで行います。よって、国民健康保険税も世帯ごとに課税されます。

保険証・資格確認書・資格情報のお知らせは大切に！

保険証（国民健康保険被保険者証）や資格確認書、資格情報のお知らせ（以下「保険証等」と記載します）は国民健康保険に加入していることを確認するための重要な書類です。紛失したり破れたりしないように大切に取り扱いましょう。

●保険証等の取り扱い

- ◆医療機関を受診するときは、必ず保険証等を提示しましょう。
- ◆コピーした保険証等は使えません。
- ◆有効期限が切れた保険証等は使えません。
- ◆本人以外は使えません。保険証等の不正使用は法律により処罰されます。
- ◆他の市町村へ転出したときや海外に転出したとき、職場の健康保険などに加入したときは、今までの保険証等は使用できません。職場の健康保険に加入したときは、国民健康保険脱退の手続きをしてください。また保険証等は市役所に返却するか、誤使用を防ぐために鋏で裁断するなどしてから廃棄してください。

国民健康保険に加入するとき・やめるとき

国民健康保険に加入するとき、やめるときは14日以内に届け出てください。会社は手続きをしてくれませんので、ご自身（又は代理人）が行なう必要があります。

●国民健康保険に加入するとき

- ◆他の市町村から転入してきたとき
- ◆職場の健康保険をやめたとき（退職したとき）【退職日の翌日】
- ◆子どもが生まれたとき
- ◆生活保護を受けなくなったとき

注意！ 加入の届け出が遅れると

国民健康保険税は、国民健康保険の資格が発生（他市町村からの転入、勤務先の社会保険をやめたときなど）した月から納めなければなりません。そのため、届け出が遅れると、資格が発生した月までさかのぼって国民健康保険税が課税されます（最高3年間）。一度に多額の納税の必要に迫られる事態につながりますので、会社を退職して社会保険を抜けた場合などは速やかに加入手続きをしてください。

●国民健康保険をやめるとき

- ◆他の市町村や海外へ転出したとき
（※必ず市民課で太田市から転出する手続きをしてください。）
- ◆職場の健康保険などに加入したとき
- ◆死亡したとき
- ◆生活保護を受け始めたとき

注意！ やめる届け出が遅れると

国民健康保険をやめるときには、届け出が必要です。届け出が遅れると、他の健康保険に加入していても、国民健康保険税を請求され続けます。また、他の健康保険加入後に国民健康保険の保険証で受診すると、国民健康保険分の医療費をあとで返さなくてはいけなくなる場合や、健診費用を後日負担していただく場合があります。

国民健康保険税

皆さんが病気やケガをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの費用は、納められた国民健康保険税と国、県、市町村の公費などでまかなわれています。国民健康保険税は国保運営を支える重要な財源です。決められた納期限内に納めましょう。

●納税義務者は世帯主

国民健康保険税を納めなければならない人のことを納税義務者といい、その人は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、家族のうちどなたかが国民健康保険に加入していれば、その世帯主が納税義務者となります。税金の滞納が続くと、在留資格の更新に差し障る場合があります。

国民健康保険税を滞納した場合

災害など特別な事情がないのに、国民健康保険税を滞納すると、次のような措置がとられることがありますのでご注意ください。

納期限を過ぎると・・・

督促（とくそく）

督促が行われます。延滞金などを徴収される場合もあります。

それでも納めずにいると・・・

事前通知発送

特別療養費を支給する旨の事前通知が発送されます。特別療養費の支給とは、医療機関を受診したときにいったん医療費を全額自己負担し、領収書等を持参して市役所に申請して7割分を受け取る制度のことで、期限までに対応しないと特別療養費の支給に変更されます。

期限を過ぎると・・・

資格確認書（特別療養）の交付

これまでの保険証等を返還してもらい、「資格確認書（特別療養）」等が交付されます。これは国民健康保険の被保険者であることを確認するための書類です。特別療養ですから、医療機関を受診したときは、いったん医療費を全額自己負担することになります。

納期限から1年半経過すると・・・

給付の差し止め

国民健康保険の給付が全部または一部差し止められる場合があります。

それでも滞納が続くと・・・

差し止められた保険給付額から滞納分を差し引かれる場合があります。
財産の差し押さえ処分などが行われる場合があります。
また、介護保険の給付が制限される場合もあります。

<通常の保険証等の交付を受けるには>

- 滞納している国民健康保険税を完納する
- 滞納額を著しく減少させる

納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

相談窓口：太田市役所 収納課（TEL：0276-47-1946）

**国民健康保険税の納付には、納付忘れの無い「口座振替」がおすすめです！
「●キャッシュカード」を国民健康保険課または収納課にお持ちください。**

病気やケガをしたとき

国民健康保険では、皆さんが病気やケガをしても安心して医療が受けられるよう、次のような給付を行っています。

療養の給付と自己負担

病気やケガで医療機関を受診するときは、保険証等を窓口に提示してください。医療費の7割（年齢や所得によって異なります。）を国民健康保険で負担します。

	0歳～義務教育 就学前	義務教育就学後 ～69歳	70歳～74歳
療養の給付（国 保負担割合）	8割	7割	8割
			現役並み所得者 7割
自己負担割合 （患者負担）	2割	3割	2割
			現役並み所得者 3割

こんなときには支給があります

●次の支給を受けるときは、申請が必要です。

※支給申請の时效は、原則として2年です。ご注意ください。

給付項目	内 容	申請に必要なもの
療養費	急病などで保険証等を使わずに治療を受けたとき、治療用装具を購入したときなど。海外療養費（※1）	診療内容のわかるもの、領収書、保険証等、世帯主の印鑑、振込先の口座番号などがわかるもの
高額療養費	医療費が高額になり、支払った金額が一定の額を超えたとき	該当者には市役所から通知が届きますので、通知に書かれているものをお持ちください
葬祭費	国民健康保険に加入していた方が亡くなったときは、葬儀を行った人に5万円が支給されます。	葬儀を行った人の印鑑、振込先の口座番号などがわかるもの、葬儀領収書のコピーまたは会葬礼状
移送費	重病人の入院や治療に必要な転院など、移送費用がかかったとき。 *国保が必要と認めたときに限ります。	医師の証明書、領収書、保険証等、世帯主の印鑑、振込先の口座番号などがわかるもの

<p>出産育児一時金 ※2</p>	<p>被保険者が出産したとき、世帯主に48万8,000円が支給されます。 ●産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は、1万2,000円が加算されます。</p>	<p>分娩費用が48万8,000円または50万円以内であれば、申請が必要です。 費用明細書、直接支払制度利用の書類、保険証等、世帯主の印鑑、振込先の口座番号などがわかるもの</p>
-----------------------	--	--

※1) 海外療養費は、海外渡航中にやむを得ず治療を受け、日本に戻ってきたときに申請できます。但し治療目的で渡航した場合は申請できません。

- 申請に必要なもの：診療内容がわかるもの（日本語訳）・領収書（日本語訳）、保険証等、世帯主の印鑑、振込先の口座番号などがわかるもの、パスポートや航空券等、現地医療機関に問い合わせる本人同意書

※2) 原則として病院などの窓口で申請し、国民健康保険から直接病院などに支払う仕組み（直接支払制度）になっています。この制度を利用すると、出産育児一時金を直接、出産費用に充てることができるので出産した方の経済的負担が緩和されます。すべての申請に共通で必要なものとしては、「マイナンバーカード(又は通知カード)」と「写真付身分証明書(在留カードなど)」です。

詳しいことは、国民健康保険課にお問い合わせください。

交通事故にあったとき

交通事故をはじめ、第三者の行為によって傷病を受けた場合でも、国民健康保険で治療を受けることができます。

ただし、治療費は加害者が過失に応じて負担すべきものです。国民健康保険で治療を受ける場合には、国民健康保険が治療費を一時的に立て替えて、あとで加害者から国民健康保険に返してもらうこととなりますので、必ず市役所に届け出てください。

●交通事故にあったときの注意点

- ◆警察に届け出る。
- ◆必ず市役所の国民健康保険課に届け出る。

「保険証」、「印鑑」、「交通事故証明書」等が必要です。詳しくは国民健康保険課へお問い合わせください。

※第三者行為の例

- | | | |
|-------|-------------|---------------------|
| ●交通事故 | ●他人の動物にかまれた | ●スキーやスノーボードなどの衝突や接触 |
| 事故 | ●食中毒 | など |

受診等のこころがけ

整骨院・接骨院・はり・きゅう・マッサージで国民健康保険が使える場合は限られます。国民健康保険が使えない場合は全額自己負担となりますので、ご注意ください。

●整骨院・接骨院を受けられる人へ

国民健康保険が使える場合	国民健康保険が使えない場合
<ul style="list-style-type: none"> ・外傷性のねんざ・打撲 ・挫傷（肉離れ等） ・骨折・脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における疲労・肩こり ・スポーツなどによる肉体疲労 ・加齢による腰痛・五十肩の痛み ・神経痛（リウマチ・慢性関節炎等） ・脳疾患後遺症等の慢性痛 ・保険医療機関で同じ負傷などで治療中の場合 ・仕事や通勤途中での負傷（労災保険が適用）

●はり・きゅうを受けられる人へ

国民健康保険が使える場合	国民健康保険が使えない場合
医師の発行した同意書や診断書がある場合	保険医療機関で同じ対象疾病の治療を受けている間

●マッサージを受けられる人へ

国民健康保険が使える場合	国民健康保険が使えない場合
筋麻痺や関節拘縮などの症状で、医療上マッサージを必要とする場合（医師の発行した同意書や診断書が必要です。）	単に疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のためのマッサージなど

医療機関を上手に受診しましょう！

必要な人が安心して医療が受けられるようにするとともに、国民健康保険税や窓口負担として皆さんにご負担いただく医療費を有効に活用するため、医療機関・薬局を受診等する際は、以下のことに注意しましょう。

●緊急以外は休日・夜間の受診は控えましょう

平日の時間内に受診できないのか考えてみましょう。

●かかりつけの医師を持ちましょう

かかりつけの医師を持ち、気になることがあったらまずはかかりつけの医師に相談しましょう。

●重複受診は控えましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。医療費を増やすだけでなく、重複する検査や投薬により体に悪影響を与えるなどの心配もあります。

●薬のもらいすぎに注意しましょう

薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。

●薬の飲み合わせに注意しましょう

お薬手帳の活用などにより、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせには注意しましょう。

●ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品であり、同一成分のジェネリック医薬品に切り替えた場合、費用が安くなる場合があります。

ジェネリック医薬品の利用について、薬剤師に相談してみましょう。

特定健診を受診して、健康維持に役立てよう！

近年の日本では、糖尿病や高血圧等の生活習慣病が増加しています。生活習慣病は、生活習慣の改善で予防・解消できます。自らの健康を守るため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診（特定健康診査）と生活習慣病を予防するための特定保健指導を、積極的に活用しましょう。

●特定健診（特定健康診査）とは？

特定健診とは、加入中の健康保険から提供される、健康診断の一種を受けられる制度です。

◆太田市国民健康保険加入者で対象となる人は？

40歳から74歳までの方です。

通院中の人も対象となります。

◆費用は？・・・「無料」です。

◆いつどこで受けられるの？

4月下旬に各種健康診査の受診券や受診案内の封筒が届きますので、案内にある実施場所（医療機関・集団健診）で受診してください。

◆何をやるの？

腹囲測定、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査と医師の診断等があります。

検査結果により、検査項目が追加されることがあります。

◆健診の結果は？

受診者全員に、健診の結果と現在の健康状態にあった生活習慣等に関する情報の提供があります。

●特定保健指導とは？

◆対象となる人は？

上記特定健診の結果、腹囲が基準以上（男性85cm、女性90cm）またはBMIが

25 以上でかつ、血糖・血圧・脂質の検査値が一定の基準に該当する人が対象です。

(注) 原則、血糖・血圧・脂質の薬を服用中の人は対象外です。

◆費用は?・・・「無料」です。

◆いつどこで受けられるの?

対象者には市役所国民健康保険課から通知があります。

◆何をするの?

保健師、管理栄養士等が、食生活や運動等、生活習慣を改善するためのサポートをします。病気のリスクの程度によって、「動機付け支援」と「積極的支援」があります。

(喫煙者は指導レベルが上昇します。)

●若年者健康診査とは?

上記の特定健診を、太田市国民健康保険加入中の19歳から39歳までの方でも集団健診会場で受診できる、太田市独自の制度です。

◆費用は?・・・「無料」です。

◆いつどこで受けられるの?

4月下旬と9月下旬に受診案内のはがきを送付するので、6・7・10・11月に予定されている集団健診実施会場で受診してください。

◆何をするの?

腹囲測定、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査と医師の診断等があります。

検査結果により、検査項目が追加されることがあります。

◆健診の結果は?

受診者全員に、健診の結果と現在の健康状態にあった生活習慣等に関する情報の提供があります。

●若年者保健指導とは?

上記の若年者健康診査を受診された方向けに開催する保健指導で、太田市独自の制度です。

◆費用は?・・・「無料」です。

◆いつどこで受けられるの?

対象者に案内通知が届きますので、予定されている実施会場で受講してください。

◆何をするの?

SNSを使った動画配信や、管理栄養士による講話を予定しています。

＜お問い合わせ先＞

- 国民健康保険の保険証や給付、特定健診等に関する事

太田市役所 国民健康保険課（1階16番窓口）

TEL：0276-47-1825

- 国民健康保険の課税に関する事

太田市役所 国民健康保険課（1階16番窓口）

TEL：0276-47-1966

- 国民健康保険税の納付や納税相談に関する事

太田市役所 収納課（2階23番窓口）

TEL：0276-47-1946